# 日本産業教育学会
# 第59回 関東地区部会

## 報告集

2019年 12月1日(日)

於:職業能力開発総合大学校（東京都小平市）

## 研究会プログラム


| | | |
|---|---|---|
| 倉田研一 | 戦前期の美容師養成制度について | 1 |
| 河野眞由 | 専門高校における理科の授業<br>ー職業に関連づけた教育課程ー | 10 |
| 田中萬年 | 徒弟制度再考ーその教育訓練史における位置と意義ー | 19 |

2019･12･1　エルゴナジー研究会

# 明治以降,戦前期の美容師養成制度について

名古屋大学大学院
倉田研一

1

## 制度史研究が、気がつけば女性史及びジェンダー史研究だった

美容師、明治期までは女髪結と呼ばれた女性たちが、賤しい仕事と蔑まれ、幕府から存在自体を否定されてきたこの職業の社会的地位の確立に貢献し、さらにこの職業が、学歴や経済力がなく、容姿が悪くもらい手がなくとも、一人の人間として自立ができる仕事という意味で、多くの自立をめざす女性たちを支えてきたという事実をとらえた時、女性を主体とした職業教育研究の必要性を痛感するのであります。

つまり、これまでの産業教育学会では、女性が職業生活を通じて、自立を図り、さらに職業の確立に至ったというような事例を取り上げてきたことがあったのだろうか。教育社会学では「女性の職業アスピレーション」というテーマで高学歴女性を扱っているが、女髪結には、社会の底辺に生きる女性たちが、自身の大志を実現していったという歴史が存在するのであります。

発表者は女性史に未だ門外漢であるため皆様のご批判を頂きたく希う。

2

## 産業教育学会における女子職業教育の扱い方

① 1973 西村絢子「明治期における女子の職業観と職業教育」
(細谷俊夫編『学校教育の基本問題』評論社から)女工と女教師

② **2000 三好信浩「日本の女性と産業教育」**東信堂
日本を中心に近代産業(工・農・商)における女性の役割を論じている。

③ 2013 日本産業教育学会編「産業教育・職業教育ハンドブック」
②が女性と産業の教育関係を産業社会の基盤そのものから問い直す必要があると提起しているにもかかわらず、ここにはその記述はない。

④ 2019 総合女性史学会「女性労働の日本史」勉強出版
古代から現代までの女性労働のあり方や実態を描き出し、各時代における女性労働の特質を明らかにした。女性労働研究は長い蓄積有

3

## 現在、2つの研究課題を持っています
## －本日はアウトラインだけをお話しますー

**1．戦前期の美容師養成制度に関する研究**
規則の制定・改正の変遷及び養成施設に関すること
・・・・・・公文書を中心として

2．今年新たに設定した課題ー女性の自立と美容師ー
女髪結の置かれた状況と、意識及びその動向
・・・・・・新聞・雑誌などの記事を史料として

4

## 「女性の自立」という視点軽視の理由

① 昭和初期に、治安維持法違反の疑いで逮捕された美容師がいた。これは全くの誤解であったが、美容業は開業に際し、従業員だけでなく家族全員の・本籍・氏名・生年月日を警察に届出義務があるので、非社会的活動などは難しいと考えた。

② 髪結いの亭主という言葉があるが、ヒモだけの存在ならばまだ良いが、何かと仕事に口を出す亭主の存在がある訳で、結局男性支配の業界だと考えた。戦後この問題は顕著となる(行き過ぎた夫の内助の功)。 ⇒しかしジェンダーの視点が必要

③ 明治以降、業界として「髪結」は、丁髷から断髪へと技術変革を遂げ、急速なる近代化を経験した。それは営業形態を始めとし、根本的な髪結業の改革が必要だった。そこで髪結業界変じて理髪業界はその近代化の促進のために、全国組織の大日本美髪会(明39)を設立した。しかし女髪結業界の近代化をめざす組織は大正末まで存在しなかった。理髪業界の支配下に女髪結は置かれたと判断した。

④ 制度(明治34年制定理髪営業取締規則)はあくまで男性主体に制定された。

5

## 1．近世都市の周辺に生きる人々の歴史研究が進展し、女髪結の存在を確認ー横山百合子国立民俗学博物館教授の研究に見る女髪結について ー

① 19世紀**男の髪結**は、株の売買譲渡の記録があり、歴史が残った。維新後は早期に近代化が進展したが、課題は多く、組合という縛りは残った。

② **女髪結**は、江戸期自ら髪を結うことが女の嗜みという慣習や風俗取締で差別や禁令を受け、政治史や法制史の研究対象となった以外の事は、ほとんど分からず、遊女や花柳界との関係が深く、最下層女性の位置づけがなされていた。営業形態が無店舗の「外結い」であった為、摘発が困難であったことから営業上の縛りは、理髪に比べてほとんどなかったと考えらる。 奢侈禁令＝天保の改革

江戸期から賤業と評され、その反面「門地・学歴に関係なく、女の細腕でも食える職業」だった女髪結は、身分制解体により、自立を志向する女性に注目され始めたと考える。

6

**1-1　戦前期の美容師養成制度ー戦前期に制度の骨格は成立していたー**

2008年放送大学大学院に進学してから足掛け12年の成果として

①道府県べつ規則で営業資格であった(戦後は法律で業務独占資格となった)。
②規則は「衛生法規」として明治後半に制定され、大正期には法令の強化策として試験制度及び養成施設設置基準を加え、制度の骨格は完成した。
③都に届出書が保存されている美容学校(美髪学校)は、15校存在した。その就学期間は、比較的短期(長くて1年、短期は3か月)で、講習所から各種学校さらに実業学校となったものや、公立(東京、大阪、名古屋)の実業学校にも養成課程が存在した。
④営業資格の互換性は、ほとんどの道府県で条件を満たせば存在した。
⑤戦前期「規則統一運動」が理髪業界を中心にあり、国会でその内務省案が通過したが、内閣解散のあおりを受け廃案となっている(昭和４年)。

7

## 1-2 制度研究での重要点-新たに解明できたこと-

①　制度がどのような経緯を経て制定されたのか
　・・・明治維新後の混乱で荒廃した京都の復興が目的
②　試験制度制定の経緯
　・・・目立つ衛生管理違反への強化策(大阪府)
③　規則統一運動について(新聞での報道)
　・・・国会への請願文書を国立公文書館で確認

8

## 1-3　制度に関して、残された課題は

① 規則及び養成施設の教科は、何を範としたものなのかは不明。なお、各地方の医師会の会報(例えば京都医事衛生誌)で規則制定の経緯が分かるが、その規則のルーツは分からなかった。⇒新聞で判明、が一次史料は不明(ドイツの衛生法規、アメリカの理容学校のカリキュラム)

② 業界の動向は、公文書中ではほとんど不明。しかも理髪業界のみの動向だ⇒一部新聞紙上で確認、理髪業界誌「美髪」の発見が課題

③ 東京の養成施設は設立届を確認したが、大阪府、京都府、名古屋市などにも学校があったが、設立届を確認できなかった。したがって、各地方の業界の動向を含めた養成史研究が必要だと考える。なお、真の設立者の存在を、ここでは確認できなかった。

9

## 2　新聞雑誌記事等の情報が、美容師像を浮かび上がらせた

公文書では女髪結の実像が見えず、新聞・雑誌などで関連記事を収集し分析した。

①**制度の原点**はドイツの衛生法規から、**学校の教科**は、米国の理髪学校から引用したものであった。さらに**規則違反**は事件として報道され、法令強化の理由が判明。

②美顔術の先駆者の遠藤波津子らが、**美容業界**の近代化と政治的な発言の場として**組合(大正14)**をつくった(美容業は器具と施設が必要、髪結は道具一つで営業が可能)。

③大正2年**最初の東京女子美髪学校**が認可され、新聞は、入学者が出身・年齢・学歴・職業・門地に関係なく色々な女性たちがいると伝えた。また辛い厳しい修業(徒弟制度が基本)を経ず開業できる手段として脚光を浴る反面、徒弟の使役は当たり前であった**新橋の有名女髪結師匠達**にとって学校は敵だと言える。それでも学校を設立したのは、彼女らの大志「髪結の近代化すなわち**賤業からの脱却**」の実現にあったと考えられる。

❹「賤しい者と蔑み、容貌が醜く売れ口が遠い者」から「高収入で独立した立派な婦人職業」へとイメージ転換し、洋髪化特にパーマネントは、美容業をより高い評価へと導いた。

10

## 2-1　業界の動向ー組織と学校の設立に焦点を絞ってー

| 時代／業界 | 明　治 | 大　　正 | 昭　和 |
|---|---|---|---|
| 女髪結＝日本髪・束髪 | 江戸期から無店舗営業(訪問結髪)<br>修業なし営業可能＝(山野愛子や堺利彦夫人為子は修業なしに開業している)おしん | 大2 **東京女子美髪学校**<br>新橋の名髪結師匠　関口文子・桑島千代・伊賀とら子らが設立<br>大5東京婦人結髪組合⇒<br>⇅美顔術は共有 | 東京婦人美髪組合<br>**規則統一**<br>**理美容共同請願** |
| 美容師＝美顔術・洋髪 | 明治38理容館開設<br>**遠藤波津子**<br>最初は美顔術<br>設備・施設が必要<br>専門知識・技術習得が必要＝講習所 | 大2 **巴里院(含む講習所)**<br>**マリー・ルキズ**<br>大12 丸ノ内美容院<br>**山野千枝子**<br>大14 東京婦人美容協会<br>遠藤・ルイズ・山野・山本・小口 | 昭2 **小口みち子**<br>三越美容室(平民社⇒婦選運動)<br>昭4 マリールキズ美容女学校<br>昭4 日仏整容女学校<br>**山本久栄**⇒<br>昭6甲種実業学校認可 |

11

## 3．まとめー美容業の進展が近代化促進ー

①業界の動き―賤業からの脱却は髪結の課題，近代化を実現したのは美容第一世代―

・明治以降、賤民廃止法等により、身分制の解体が進んだ。

・明治後半以降道府県別に定められた規則で、作業上の衛生管理を義務付けた

・美顔術(1901)や洋髪(1912)は、施設設備。及び機器が必要となった。

・**美容第一世代**とは、遠藤波津子(1905)、山本久栄(1911)、マリールキズ(1912)、山野千枝子(1922)、小口みち子(1927)で、遠藤を中心に東京婦人美容協会(1925)、さらに大日本婦人美容協会(1928)の設立へと発展した。なお理髪、髪結業界共同で規則統一運動を決議(1926)している。

・美髪学校(1913年)は、**女髪結**の「教育なし、品性なし」の改善を目的としていた。新橋の髪結の名手、関口文子、桑島千代子、伊賀とら子を中心に設立。髪結は、婦人結髪組合(1916)、昭和期には東京婦人美髪組合と改称

12

### 3-1 まとめ

②女髪結をめざす女性の意識は－**髪結**は、自立自活をめざす女性にとって救いの手－

・従来は、貧しさや勉強ができない、容貌悪く縁遠きといったことが、**女髪結**になる動機であった。

・**女髪結**は、髪型を創作する仕事でしかも、自活可能な高収入の仕事であると気がついた。

・講習所や学校は、辛く厳しい修業を回避できたが、一方**女髪結**にとって美容は未知(再教育)のものであった。

・開業は、業界や法令上の縛りが緩く、比較的容易であることに気が付いた。

**美容業に高評価の表現が職業案内などに出現する前から、女性たちはその特性を認識していたと考える。**

13

## ４．結語

① 制度は衛生管理を義務付け、理容美容業界の近代化を推進した。 ⇒知識が必要になった

② 制度制定後も、昭和に改正があるまでは営業届だけで開業ができた。また業界の縛りがゆるく、修業なしにも開業ができ、確実に収入が得られた。 ⇒女性の自立を支援

③ 髪結も美容師も賤業(江戸期からの負の遺産)であった「髪結の地位向上」が彼女らの大志であった。 ⇒美容業の確立

14

戦前期東京府に設立された美髪•美容学校のカリキュラムと設立目的の比較(数字は週時間)

| | 日本髪•束髪時代 | | 日本髪•束髪•洋髪時代 | | | 本格的に洋髪時代 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **学校名**<br>**最も教育期間が長い学科で表示**<br>所在地 | 大2年 1912<br>東京女子美髪学校<br>普通科2年<br>牛込区水道(新宿区水道町)神楽坂 | 大3年<br>日本女子美髪学校<br>普通科1年<br>高等科1年<br>神田区猿楽 | 大11年<br>東京婦人美髪学校<br>本科8ヶ月<br>本郷区(本郷) | 大15年<br>私立日本美髪美容女学校<br>師範科1年<br>牛込区市谷 | 大15年<br>高木女子美髪学校<br>普通科+本科各6ヶ月<br>( )夜間時間<br>夜間部17～22<br>小石川区表町(小石川3)伝通院 | 昭 3 年<br>1928<br>東京美容女学校<br>本科1年<br>夜昼同時間数<br>夜間 16～21<br>日本橋区(東日本橋2) | 昭4年<br>日仏女子整容学校<br>本科1年<br>麹町区紀尾井町 |
| 修身 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1(1) | 1 | 1 |
| 法規 | | | 1 | 2 | 1(1) | 0.5 | |
| 生理衛生 | 1 | 1 | 2 | 5 | 2(1) | 1 | 1 |
| 化粧品 | | | | | | | 1 |
| 消毒法 | 1 | 1 | 1 | 3 | 含む生理 | 0.5 | |
| 結髪講義 | | | 3 | | | | |
| 結髪法 | 31 | 31 | 28<br>大6「詳解婦人結髪術」を著す | 10 | 32<br>(21) | 12 | 24<br>含む和洋結髪•美顔術•着付け |
| **洋髪法** | | | | 5欧風束髪 | | 9 | |
| 美顔術 | 2 | 1 | | 5 | | 3 | |
| 美装法(着付け) | | | | 5 | | 3 | |
| 健美法 | | | | | | | 2 |
| 合計時間 | 36 | 36 | 36 | 36 | 37(24) | 30 | 29 |
| 創立の目　的 | 結髪に関する知識及び技能を授け、貞淑有為の婦人を養成する<br>髪結＝賤しい職業でその人格が下劣→品性を磨き見識を高める | 左にほぼ同じだが婦人を養うではなく→女子美術家を養成するとある T13 設立者死亡で吉田むめに変更(美容術師) | 女子に婦人結髪法、理髪衛生学等に関する知識技能を習得せしめ自営の道を授ける　T2 設立東京婦人美髪会が前身 | 女子結髪美顔美装に関する知識及び技能、道徳作法を教授する | 職業婦人の養成、不衛生的結髪法の改善、新時代の女子整容結髪法の滋養普及と従業者の精神教養の完全を期す | 女子道徳の要旨、礼法、婦人結髪術などに関する知識技能を授け優良なる美容術師を養成　なお時間は平均値 | 女子整容に関する高等なる学術技芸を授け兼ねて婦徳を滋養するを目的とす<br>設立者は山本ヒサ(女子美高等科) |
| その他設立者など | T4 より校長二葉もと(元小教員)設立者新橋の女髪結　関口文子、桑島千代子、伊賀とら子(都新聞 1913,4) | 昭和 6 年乙種実業学校に移行<br>昭 8 廃止 | 設立者山崎清吉(晴弘)信子夫妻(結髪業) 大6「詳解婦人結髪術」著 | **設立者和田鼎(女学校元教員)** | **研究科に西洋結髪**あり<br>前身は明治 45 年設立の美髪学会、設立者高木きく(結髪業) | 設立者棚瀬以弥(髪結業)<br>本校の前身は女子高等美髪実習所(T2) | 昭 6 年甲種実業学校に移行<br>山本ヒサのことは新聞紙上にあり |

注これ以外に日本女子美容術学校(大 14)、佐藤女子美容学校(昭 5？)などの記録がある。

| 学校名<br>**最も教育期間が長い学科で表示**<br>所在地 | 昭4年<br>マリール<br>ヰズ美容<br>女学校<br>本科1年<br>麻布区材木町(現六本木6丁目) | 昭４年<br>渡辺<br>美容<br>女学校<br>本科１年夜間部あり<br>浅草区(日本堤) | 昭４年<br>忍ヶ丘<br>整容<br>女学校<br>本科１年(　)内夜間<br>下谷区池之端 | 昭５年<br>高山<br>理容<br>女学校<br>本科<br>１年<br>麹町区三番町(九段) | 昭５年<br>東京整容<br>女学校<br>昭14廃<br>和髪本科<br>洋髪本科<br>各４か月<br>代々木 | 昭５年<br>東京中央美容女学院<br>昭６廃<br>本科<br>６か月<br>神田区末広町(外神田3) | 昭５年<br>巴里院<br>美容<br>女学校<br>本科<br>１年<br>神田区東福田町(岩本町) | 昭６年<br>東京市立<br>浅草実践<br>女学校<br>専修科<br>６か月<br>夜間課程<br>浅草区田原町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 修身 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 含国語・法規(4) |
| 法規 | | 0.5 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | |
| 生理衛生 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 4 | 2 | 2(2) |
| 化粧品 | | | | | 1 | 2 | | 美容材料<br>1 |
| 消毒法 | 2 | 0.5 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 4伝染病学<br>(3) |
| 結髪講義 | | | | | 1 | | | |
| 結髪法 | 和髪法 11 | 18 | 8(6) | 10 | 和髪 16 | 6 | 12 | 課外とし(1) |
| **洋髪法** | 11 | 7 | 8(6) | 10 | 洋髪 16 | 6 | 12 | 同上 |
| 美顔術 | 5 | 2 | 1 | 6 | 1<br>美爪法　1 | 12<br>整毛法1 | 3<br>美爪術　1 | 同上<br>(1) |
| 美装法<br>着付け | 5 | 1 | 9(7) | 6 | 美粧法<br>1 | 2 | | (1) |
| 健美法 | | | | | | | | |
| 合計時間 | 36 | 31 | 30(24) | 36 | 各24 | 33 | 36 | 9(12) |
| 創立の目　的 | 美容に関する知識及び技能を授け優秀の婦人美容術師を養成する<br>技術により自活したい人にとって高収入だと説明 | 貞淑にして優良なる美容術師を養成<br>設立者渡辺ユリ元日本堤結髪組合長 | 婦徳の滋養に資し貞淑有為の婦人美容師を養成す<br>設立者は牡丹美粧園経営 | 淑徳高潔の優良なる婦人美美容師を養成し婦人職業家として社会的地歩を与えいささか邦家の為に貢献す | 技術・知識を授け女子美容術師を養成する | 女子に婦人美容術に関する技術並びに学理を教授する | 女子に婦人結髪術美顔術美装術に関する知識技能を授けることを目的とする | 規則実施以来優良なる美容術師を養成するは全国的にその必要を感じる今日補習教育上より眺めるも必要である |
| その他 | 注)学期ごとに時間数異なる為、平均値で表示、前身は巴里院講習所(T4)設立者**相原美弥** | 前身はT15.設立私塾、東京女子高等美容学院夜間部 16時～21時 | 設立者田淵ふじは下谷結髪業組合組合長<br>夜間部 17時～21時 | 設立者**高山長次郎・タケ夫妻**M42開業、高山美容美髪研究所で美容術師養成 | 設立者<br>竹生ヨシ<br>(成女高等女学校卒)<br>昭14廃止 | 昭６年<br>１年を経ずして生徒集まらず<br>廃校 | 校長吉田フシは、T6理容館で修行、S10有楽町で日比谷巴里院開業(日女大) | 実業補習学校から、S10実業学校へ移行<br>(　)内は実業学校の時間数 |

# 専門高校における
# 理科の授業

職業に関連付けた教育課程

河野　眞由（都立農芸高等学校）

1

1

## 職業に結び付けた理科の授業　構想

1．技能の習得
2．職業への関連付け
3．明確なゴール設定（評価）

↓

これをやることでこんな職業につけるよ

2

2

## 現在の状況

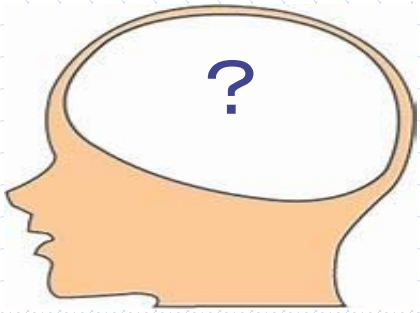


迷走中

3

3

## 報告のテーマ

①今までの理科の授業
- 授業の概念
- 指導案

②職業を意識した授業づくり
- 農業の専門学校　特色
- 新しい授業案

4

4

## 教員の目指す授業

◆合言葉

○わかる授業
○たのしい授業

生徒の反応→わかった
→成功

5

5

## 教師の目指す授業

例　顕微鏡の実験

1．顕微鏡の操作ができるようになる
2．理科に興味をもたせる
3．そこから何かを得る

ゴールはそれぞれ　進学　就職　などなど

6

6

## アクティブラーニング

- アクティブラーニングとは、学習者である生徒が受動的となってしまう授業を行うのではなく、能動的に学ぶことができるような授業を行う学習方法。
- 生徒が能動的に学ぶことによって「認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る」（2012年8月中央教育審議会答申）内容
- 具体的には教師による一方的な指導ではなく、生徒による体験学習や教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークを中心とするような授業のことを指す。

7

7

## 職業に結び付けた理科の授業

1．周囲の反応

・学問と職業は直結しない

・キャリア教育とごったにしないでほしい

↓

？？？？？？？？？？？？？？？？？？？

8

8

## キャリア教育

「基礎的・汎用的能力」
「人間関係形成・社会形成能力」
「自己理解・自己管理能力」
「課題対応能力」
「キャリアプランニング能力」

9

9

## 新学習指導要領

○学習指導要領改訂の方向性
新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・
人間性の等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力の育成

10

10

# 農芸高校の教育目標

**1 教 育 目 標**

**(1)学校の教育目標**

国家社会の形成者として必要な一般的教養及び農業に関する専門的技術と科学的態度を身に付け、あわせて明るい社会づくりに貢献しようとする人材の育成を図る。

11

11

# 職業に結びつけた理科の授業 例

| 単元 | 観察 | 解剖 | 抽出 |
|---|---|---|---|
| 細胞 | 顕微鏡 | | |
| 代謝 | | | 葉緑体の抽出 |
| 遺伝子 | | | DNAの抽出 |
| 発生 | 受精の観察 | | |
| 生態系 | フィールドワーク | | |

12

12

## 職業に結びつけた理科の授業　例

顕微鏡の観察
職業：海苔の養殖　一般的な研究職

DNAの抽出
職業：食品分析

受精の観察
職業：精肉会社

13

13

## 職業に結びつけた理科の授業　例

○課題
1．単元ごとの実験は決まっていない
2．目的は興味関心を引くこと
3．研究職にならないかぎり必要性がない
4．ほとんどの生徒が一般職につく

精神論　または　いつか役に立つ論

・協調性　忍耐力
・他の何かで役立つ　　例　観察力の向上

14

14

## 職業に結びつけた理科の授業　例

植物の発生

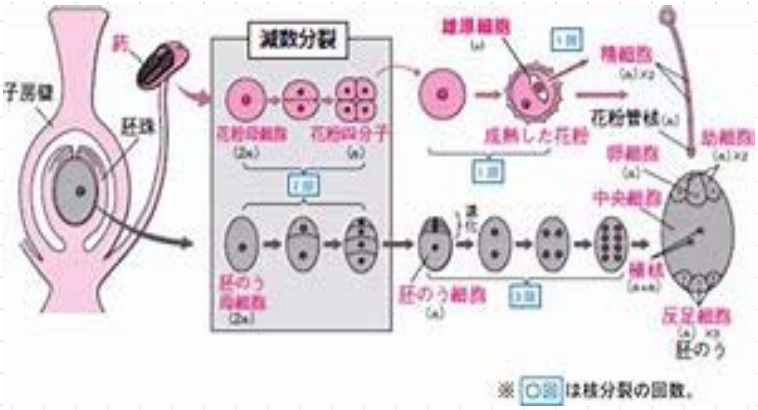


15

15

## 職業に結びつけた理科の授業　例

1．専門に結び付ける
緑地環境科への生徒仕様

設問1　果樹を庭に植える
その果樹の特性を考えてどこに何を植えるか
考えなさい。

16

16

## 職業に結びつけた理科の授業　例

1．できること

| 単元 | 緑地環境科 | 食品科学 | 園芸科学 |
|---|---|---|---|
| 細胞 | △ | ○ | ○ |
| 代謝 | ○ | ○ | ○ |
| 遺伝子 | | ○ | ○ |
| 発生 | 植物のみ | | 植物のみ |
| 生態系 | ○ | ○ | ○ |

17

17

## 職業に結びつけた理科の授業　例

○簡単にできること
1．単元の中で発展学習的な扱い
2．ある分野に特化した扱い

○難しいこと(今のところ　私にとって)
1．すべての単元での意味づけ
2．すべての実験における意味づけ

本音　　職業大学ではやってるんでしょうね。。。
やりたくないわけじゃなくてできないんです。。。

18

18

徒弟制度再考－その教育訓練史における位置と意義－

田中萬年

報告資料は、明治大学リポジトリ　に掲載されています

「徒弟制度再考－修業の意義と日本的教育観による忌避－」

明治大学『経営論集』第 66 巻第 1 号　B5版 56 ページ

https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/handle/10291/20399